

千葉市告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業者を指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和5年5月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
指定相談支援センター さいわい 千葉県千葉市美浜区 稲毛海岸2丁目3番1号	社会福祉法人 千葉重症児・者を守る会 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸2丁目3番1号	令和5年 6月1日	1230101030	特定相談支援
			1270100686	障害児相談支援